

監査委員告示第4号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和4年3月25日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 柴田 はすみ

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

1 監査執行年月日 令和4年3月3日（木） 午前10時00分から

2 監査対象部局及び監査の対象

健康福祉部 社会福祉課

- (1) 令和3年度委託業務の発注について
- (2) 共同浴場の運営管理について
- (3) 社協各支部会計の繰越金について
- (4) 令和元年度定期監査意見の取り組み状況について
- (5) 令和2年度定期監査意見の取り組み状況について

健康福祉部 暮らしサポート課

- (1) 生活保護扶助に係る返還金債権の返還について
- (2) 生活困窮者自立支援について
- (3) 令和元年度定期監査意見の取り組み状況について
- (4) 令和2年度定期監査意見の取り組み状況について

健康福祉部 高齢介護課

- (1) 認知症見守りネットワークについて
- (2) 介護保険料の改定と収納率について

- (3) 令和元年度定期監査意見の取り組み状況について
- (4) 令和2年度定期監査意見の取り組み状況について

健康福祉部 健康推進課

- (1) 各種健診における新型コロナウイルス感染症対策について
- (2) 「木津川市第2次すこやか木津川21プラン」の策定について
- (3) 令和元年度定期監査意見の取り組み状況について
- (4) 令和2年度定期監査意見の取り組み状況について

3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次のとおり意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

【社会福祉課】

民生児童委員協議会の管外研修について、研修を実施される場合は、市民に研修内容が説明できるよう、また、研修内容に慰安的な要素が含まれることがないよう十分精査し実施されたい。

業務委託の発注について、契約期間の終了が年度末に集中することから、検査が余裕をもって実施できるよう調整されたい。

共同浴場（いずみ湯・やすらぎの湯）について、市営住宅との関係もあるが、運営収支は赤字が継続している。今後、市営住宅整備計画が完了してから検討するとのことであるが、収支についても、引き続き検討されたい。

【くらしサポート課】

生活保護費について、返還金は公債権であることから、厳しい対応が求められる。督促などの通知を含め、引き続き、より一層の徴収に努力されたい。また、返還金に関する台帳は、折衝の経過などを記録して整理し保管されたい。

各種給付金・支援事業の支給については、要綱などに基づいて適正に審査するとともに、処理に誤りが発生しないよう、引き続き十分に確認し支給されたい。

【高齢介護課】

介護保険料の改定は、市民の関心度が高い。保険料の改定に際しては、改定する必要性や金額について、市民が理解できるよう説明されたい。

シルバー人材センターへの補助については、市とシルバー人材センターとの間で、継続的に協議が行われている。また、シルバー人材センターによる民間事業者などへの営業活動により、自主運営資金が確保できるよう改善に努められている。今後も、補助金の交付を前提とした事業運営にならないよう引き続き協議されたい。

【健康推進課】

ワクチン接種について、国の方針変更や季節に応じた対応が発生することから、予算の確保が重要である。今後も、多くの契約が締結されることから、契約に誤りが発生しないよう、また、予算執行についても、引き続き、適正に執行されたい。

コロナ対応地方創生臨時交付金には、妊婦特別給付金などがあることから、引き続き、市民に周知されたい。